

最高裁秘書第1805号

令和8年6月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

4月27日付け（同月30日受付、第080054号）で申出があり、5月1日付けで補正がなされた司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和8年度憲法週間における最高裁判所判事の視察のうち、観光産業の実情を把握するための視察が含まれているものの視察基本日程

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）